

介護予防・ 生きがい活動支援事業

ふれあい入浴サービス

60歳以上の高齢者の交流・娯楽および健康増進の場として、老人福祉センター「寿楽荘」を利用される方を対象にしたサービスです。

毎週水曜日を「ふれあい入浴の日」として、市内を巡回する無料バスを運行しています。また、月2回、保健師などによる健康管理のための相談や講話、健康づくりリーダーによる運動指導を行っています。



介護予防教室・介護教室

高齢者が、できる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きと自立した生活を送るために、介護予防の知識を広める教室を開催しています。

また、介護技術や介護者の健康づくりのための教室も開催しています。

市民介護教室を10月16日(木)に開催します。詳しくは16ページの「お知らせ」をご覧ください。

食の自立支援事業

対象者は、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者と昼間独居および高齢者のみの世帯です。調理が困難な高齢者の居宅へ定期的な訪問し、栄養のバランスのとれた食事を計画的に提供します。

費用 1食300円

配食日 火・木・土曜日の昼食

緊急通報装置

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、急病など緊急に連絡したいときのために、ボタンを押すだけ

けで迅速な対応ができる緊急通報装置を設置します。連絡は消防署と直接つながれており、24時間安心して暮らせます。

費用 無償貸与(ただし、通話料および回線使用料は本人負担です)

その他支援事業

在宅ねたきり老人等手当

65歳以上で3カ月以上寝たきりまたは痴ほうの状態にあり、前年所得が200万円以下の方へ、手当を支給します。ただし、介護保険施設へ入所されている方は対象となりません。

支給額 月5千円

リバースモーゲージ制度 (長期生活支援資金貸付)

居住用の家屋敷があるものの現金収入が少ない高齢者世帯を対象としています。住み慣れた住居に住み続けながらその不動産を担保として、生活資金の貸し付けを受け、自立した生活を送る制度です。

そして、死亡した場合に担保

不動産を処分して、貸付金を一括して返済するものです。

貸付対象、貸付内容については蒲郡市社会福祉協議会(☎69◆3911)にお問い合わせください。

地域福祉権利擁護事業・ 成年後見制度

地域福祉権利擁護事業は、痴ほう性高齢者、知的障害者、精神障害者など意思判断能力が十分でない方が、日常生活で必要な福祉サービスを希望するとき、社会福祉協議会と契約を結んで、サービスの利用手続きや日常的なお金の出し入れをお手伝いする制度です。

成年後見制度は、判断能力の十分でない方が法律行為を行うことを援助する制度です。

お年寄り(痴ほう性高齢者)のほか、知的障害者、精神障害者など、精神上的の障害を持つ方が対象となります。法定後見人にはご本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、それぞれ後見人、保佐人、補助人を家庭裁判所が選任し、ご本人を援助する制度です。